

平成 29 年 11 月

平成 29 年 12 月以降に低圧再エネ申込を予定されているお客さまへ

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 11 月 10 日に「[平成 29 年度中の認定申請等にかかる提出期限について](#)」が資源エネルギー庁より公表された事を踏まえ、平成 29 年 12 月以降の低圧再エネの申込について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 低圧再エネのご提出時期

平成 29 年度中に認定の取得を希望される場合は、平成 30 年 1 月以前に接続契約の申込をいただくようお願いして参りましたが、11 月現在、申込件数が増加傾向にあり標準以上の検討期間を要しております。12 月以降さらに混雑が予想されることと、認定申請の提出期限を踏まえ、平成 29 年 12 月 29 日以降のお申込みは、平成 30 年 2 月 16 日以降に接続契約を締結させていただきますので、お知らせいたします。

2 留意事項

- (1) 弊社は、申込みを受け付けた時点から、系統連系に関する技術検討等の手続きを開始します。弊社設備上の容量確保、工事内容および工事費用につきましては、技術検討実施後に確定いたしますので、ご留意くださいますようお願いいたします。
- (2) 申込みは、インターネット申込みでのご提出をお願いいたします。詳細および必要書類につきましては弊社HPにてご確認ください。ご不明な点がございましたら、お近くの弊社窓口までお問い合わせください。
- (3) 平成 29 年 12 月 28 日までにお申込みをいただいたとしても、混雑状況や申込みいただいた場所・条件等によっては、平成 30 年 2 月 16 日までに接続契約を締結できかねる場合がございますので、申込書類一式が整い次第、速やかに提出をお願いいたします。
- (4) 申込書類の記入漏れや不足等により受付を行えない場合があります。内容の確認や、必要書類の再提出が完了するまでは、申込受付が成立しませんので、期日に余裕をもって申込みいただくようお願いいたします。

以上